

広島県告示第八百六十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年九月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
川手中地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区		町		大字		字		地番		標柱番号	
山県郡		安芸太田町		川手		三次河内		八九五番二地先水路敷		標柱一号	
						川手西平		一四三九番一		標柱二号、三号、四号及び五号	
								一四三八番一		標柱六号	
								一四三六番五		標柱七号	
								一四三六番四		標柱八号	
						三次河内		九〇八番一		標柱九号	
								九〇五番二		標柱一〇号	